

指定管理者選定委員会委員を公募します

📍管財契約課（西有家庁舎） ☎73-6626



市HP

公の施設を管理運営する民間事業者（指定管理者）を選定するため、「南島原市指定管理者選定委員会」の市民代表委員を募集します。

- 募集人員…若干名
- 任期…委嘱の日から1年間
- 報酬…出席ごとに日額6,000円（交通費なし）
- 📍市内在住の満18歳以上で平日昼間の会議に出席できる人
- 📅7月31日(水)
- 📄応募用紙により郵送などで申し込んでください。
※詳細は市ホームページに掲載しています。

金婚式 昭和49年に結婚のご夫婦は申し込みを！

📍福祉課（南有馬庁舎） ☎73-6651

金婚式は二人がともに健やかに仲むつまじく過ごしてきた証であり、本人や家族だけでなく地域社会にとってもうれしい出来事です。

市では結婚50年（昭和49年に結婚）の記念の年を迎えるご夫婦をお祝いするため、金婚式を開催します。

※市から通知はしていませんので、該当するご夫婦は、お申し込みください。

📅9月20日(金)

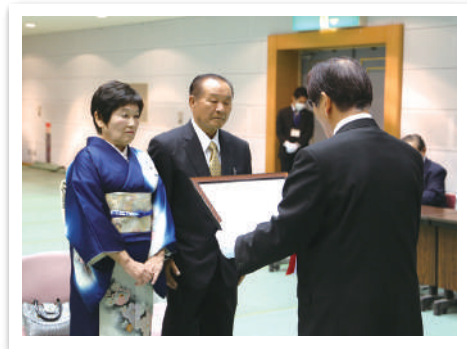
※金婚式は11月22日(金)に開催予定です。

申し込み内容を確認後、ご案内します。

📍①令和6年1月1日現在、本市の住民であること
②令和6年中（1月1日～12月31日）に、婚姻

期間が50年となる夫婦

※詳細はお問い合わせください。



📄身分証（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参の上、各支所で申し込んでください。その際、戸籍簿により婚姻期間を確認しますので、あらかじめご了承ください。

いへだ しゅうこ
●講師 家田 莊子氏
(作家・僧侶)

令和6年度 南島原市家庭教育講演会
ティーンからのメッセージ
～知ってもらいたい。子供たちのこと～

プロフィール
日本大学芸術学部放送学科卒業
高野山大学大学院修士課程修了。女優、OLなど十以上の職歴を経て作家に。
1991年、「私を抱いてそしてキスして—エイズ患者と過ごした一年の壮絶記録」で大宅壮一ノンフィクション賞受賞。
2007年、高野山大学にて伝法灌頂を受け、僧侶に。
高野山の奥の院、または総本山金剛峯寺にて駐在（不定期）し、法話を行っている。

📅7月27日(土) 開場…午後5時30分／開演…午後6時～
📍深江ふるさと伝承館
📍生涯学習課（南有馬庁舎） ☎73-6703
深江公民館（当日連絡先） ☎73-6716

入場無料

夏の省エネに取り組みましょう～エコライフのすすめ～

📍環境課（衛生センター庁舎） ☎73-6644

暑い夏は、エネルギーの使用が増加する季節です。

日々の暮らしの中での少しの工夫が、エネルギーやお金の節約につながります。

熱中症に気をつけながら、財布にも地球にもやさしい夏のエコライフを始めてみましょう。

照明

- 不要な照明は消しましょう。
- リビングや寝室の照明の明るさを下げましょう。

📈節電効果 約2%
📈節電効果 約3%

エアコン

- 室内の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。
- ※熱中症にご注意ください。

📈節電効果 約5%

●日中は“すだれ”やカーテンなどで窓からの日差しを和らげましょう。

●目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。

📈節電効果 約2%

冷蔵庫

- 冷やしすぎを避け（強→中）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。

📈節電効果 約1%

テレビ、パソコンなど

- 省エネモードに設定し、画面の輝度を下げましょう。また、見ていないときは消しましょう。
- リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。

📈節電効果 約2%
📈節電効果 約1%

お風呂

- 追い焚きが必要ないように、入浴は間隔を空けずに入りましょう。
- お湯の出しすぎに注意し、シャワーの時間を短くしましょう。

自動車

- エコドライブを心がけましょう
- ✓ふんわりアクセル
- ✓減速時は早めにアクセルを離す
- ✓無駄なアイドリングをしない

📈燃費改善 約10%
📈節電効果 約2%

※「節電効果」は家庭の電力使用量に対する節電効果の概算値（全国平均）です。気候条件などにより節電効果は変動します。

夏の点灯帯（19時頃）の電気の使用割合の例

電気機器	使用割合
エアコン	38.3%
照明	14.9%
冷蔵庫	12.0%
炊事	7.8%
洗濯機・乾燥機	1.8%
温水便座	0.3%
テレビ・DVD	8.2%
パソコン・ルーター	0.7%
待機電力	4.0%
他	8.8%

農業経営収入保険に加入した農業者の保険料を補助します！

📍農林課（有家庁舎） ☎73-6661

収入減少時の経営の安定と持続可能な経営環境の維持を目的として、収入保険へ加入した農業者に対し、その保険料（積立金、付加保険料を除く）の一部を補助します。

- 補助対象…次の要件を満たす個人および法人
 - ・市内に住所を有する農業者
 - ・長崎県農業共済組合が引受機関となる収入保険の加入者
 - ・市税などの滞納がない者
- 実施期間…令和6年度から令和8年度まで
- 補助金額…支払った保険料額の10分の3（上限額30万円）
- 補助回数…補助対象者につき1回限り
- 申請手続窓口…長崎県農業共済組合島原南支所 ☎84-3121
(収入保険の加入手続きや補助金の申請手続きは、農業共済組合で行います。)